



新潟県



発行 新潟県

第5号

平成31年1月18日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 1 新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(農業総務課)

告 示

- 44 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
45 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
46 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
47 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
48 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
49 換地計画の縦覧(農地整備課)
50 道路の区域変更(道路管理課)
51 道路の供用開始(道路管理課)
52 廃川敷地等の発生(河川管理課)
53 廃川敷地等の発生(河川管理課)
54 二級河川の指定(河川管理課)
55 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
56 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託(文化行政課)

公 告

- 一般競争入札の実施(情報政策課)
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(出納局管理課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

規 則

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 1 号

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県農業協同組合法施行細則（平成 8 年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（特殊関係者に係る届出） 第22条の 3 施行規則第231条第 1 項第15号から第17号までの規定による特殊関係者に係る届出は、<u>別記第31号様式の 4</u>により、関係書類を添えて行うものとする。 第31号様式の 2 （略） 第31号様式の 3 削除	（縦覧書類の縦覧開始等の届出） 第22条の 3 施行規則第231条第 1 項第21号の規定による<u>縦覧書類の縦覧の開始</u>の届出は、<u>別記第31号様式の 3</u>により、関係書類を添えて行うものとする。 <u>2 施行規則第231条第 1 項第15号から第17号までの規定による特殊関係者に係る届出は、別記第31号様式の 4 により、関係書類を添えて行うものとする。</u> 第31号様式の 2 （略） 第31号様式の 3（第22条の 3 関係） 縦覧書類縦覧開始届 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第44号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成31年 1 月18日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
坂上 敦	整形外科	新潟県立燕労災病院	燕市佐渡633	H31. 1. 1	第15条第 1 項の 医師に指定した
外池 祐子	内科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
堀米 洋二	整形外科	新潟県立燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
荘司 英彦	リハビリテー ション科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮 野5968－ 2	〃	〃

穂苅 翔	整形外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	〃	〃
吉野 秀昭	眼科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃

◎新潟県告示第45号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
須田第二工業団地（第8期）	加茂市大字後須田字石倉下の一部	平成31年1月7日

◎新潟県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を平成30年12月26日認可した。

平成31年1月18日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営高田南部地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月18日

新潟県柏崎地域振興局長

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成31年1月21日から平成31年2月18日まで
- 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- その他

- (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営五日市・内方地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 1 月18日

新潟県柏崎地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年 1 月21日から平成31年 2 月18日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成31年 1 月21日から平成31年 2 月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 1 月18日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	新外谷	換地計画書の写し	南魚沼市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市松波一丁目字粉糠ママ2299番44から	新	16.5～19.2メートル	55.6メートル
同市松波一丁目字粉糠ママ2299番1まで	旧	13.2～19.2メートル	55.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市松波一丁目字粉糠ママ2299番44から	新	16.5～19.2メートル	55.6メートル
同市松波一丁目字粉糠ママ2299番1まで	旧	13.2～19.2メートル	55.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市松波一丁目字粉糠ママ2299番1から	新	16.5～19.2メートル	55.6メートル
同市松波一丁目字粉糠ママ2299番44まで	旧	13.2～19.2メートル	55.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

◎新潟県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成31年 1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
柏崎市松波一丁目字粉糠ママ2299番44から同市松波一丁目字粉糠ママ2299番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成31年 1月18日

◎新潟県告示第52号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年 1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
一級河川関川水系関川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成31年 1月18日
- 3 廃川敷地等の位置
妙高市大字杉野沢字西谷内2905番22（関川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1293.41平方メートル

◎新潟県告示第53号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年 1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
二級河川加治川水系板山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成31年 1月18日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 新発田市上羽津字関妻741番 1 地先から同市同字宮ノ腰704番 1 地先まで（板山川右岸）
 - (2) 新発田市上羽津字関妻753番 1 地先から同738番 1 地先まで（板山川右岸）
 - (3) 新発田市板山字川原田2664番 1 地先から同2689番 3 地先まで（板山川右岸）
 - (4) 新発田市板山字添田2620番 1 地先から同2652番地先まで（板山川右岸）
 - (5) 新発田市板山字庄道田3487番 1 地先から同3481番 1 地先まで（板山川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,006.51平方メートル

◎新潟県告示第54号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、二級河川の指定（昭和61年4月30日新潟県告示第1302号）を次のとおり変更する。

平成31年 1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 水系名 西三川川
- 2 河川名 西三川川
- 3 変更に係る指定区間
左岸 佐渡市大小字赤池1165番

右岸 佐渡市大小字赤池1165番
以下海に至る。

- 4 指定年月日
平成31年1月18日

◎新潟県告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 燕弥彦都市計画道路（燕市決定）
名称 3・5・33号 分水中央通り線
3・5・35号 分水学校町笈ヶ島線
3・6・36号 分水南部線
3・6・37号 分水駅東通り線
3・4・38号 分水北部線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「写真家 ソール・ライター展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 委託期間
平成31年1月18日から平成31年3月15日まで
- 3 前売観覧券販売期間
平成31年1月18日から平成31年3月8日まで
- 4 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 株式会社新潟トラベル伊勢丹営業所	新潟市中央区笹口2丁目12番地3 株式会社新潟トラベル 代表取締役 中山 真
新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社 代表取締役 高橋 徹
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 佐久間 寛道
新潟市中央区上近江4丁目12番20号 DeKKY401 トップトラベル新潟	新潟市江南区両川1丁目3604番地12 株式会社北村製作所 取締役社長 北村 泰作
新潟市中央区東万代町9番24号 文信堂書店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市中央区花園1丁目1番1号 文信堂CoCoLo万代	

新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 理事長 湯川 靖彦
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみの利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 市長 中原 八一
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみの利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
三条市仲之町1番7号 野島書店	三条市仲之町1番7号 株式会社野島書店 代表取締役 馬場 俊二
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみの利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 水澤 千秋
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
佐渡市中原234番地1 佐渡中央文化会館	佐渡市千種232番地 佐渡市 市長 三浦 基裕

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用コ

コンピュータウイルス対策ソフトウェア（その2）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア（その2）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年2月28日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成31年1月18日（金）から平成31年1月25日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成31年2月8日（金） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成31年1月18日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成31年1月31日（木） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成31年2月5日（火） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5 (1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1 (1)の調達案件の名称及び3 (1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3 (1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア(その2)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア(その2)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国

通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）チャレンジャー小千谷店
所在地 小千谷市千谷川3丁目1718番地1外
設置者 株式会社オーシャンシステム
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成30年9月4日
- 3 意見の概要
 - (1) 小千谷市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成31年1月18日から平成31年2月18日まで

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、平成30年10月から12月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、トラックイン式食器消毒保管機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年1月18日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
トラックイン式食器消毒保管機 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成31年3月29日（金）
 - (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年1月28日(月) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。